

達 示 第 1 1 号  
平成 2 5 年 8 月 1 日

福岡拘置所長

「遵守事項（受刑者以外の被収容者）」の制定について  
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 1 7 年法律第 5  
0 号）」第 7 4 条に基づき、当所における「遵守事項（受刑者以外の被収  
容者）」を別紙のとおり定め、即日施行する。

なお、平成 1 9 年 6 月 1 日付け達示第 3 9 - 1 号「「遵守事項」の制定  
について」は廃止する。

# 遵 守 事 項

(受刑者以外の被収容者)

福岡拘置所

## じゆんしゆじこう 遵守事項

つぎ さだ じこう とうしょ しゆうよう あいだ とうしょ しょくいん  
次に定める事項は、当所に收容されている間（当所の職員に  
よって護送される場合も同じ。）、守らなければならない遵守  
じこう  
事項です。これに違反した場合は、「刑事收容施設及び被收容者等  
じょうぐう かん ほうりつ だい じょうだい こう もと どうほうだい  
の処遇に関する法律」第150条第1項に基づき、同法第15  
1 じょうだい こう さだ ちょうぼつ か  
1条第3項に定める懲罰を科されることがあります。また、そ  
いはん こうい けいぼつほうれい ふ  
の違反行為が刑罰法令に触れるときは、さらに刑罰を科されるこ  
ともあります。

### だい 第1 じゆんしゆじこう 遵守事項

#### とうそう (逃走)

- 1 とうそう また とうそう くわだ  
逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

#### じさつ (自殺)

- 2 じさつ くわだ  
自殺を企ててはならない。

#### じしょうこういとう (自傷行為等)

- 3 じ こ しんたい こい きず もしくはいぶつ の こむ とう  
自己の身体を故意に傷つけ、若しくは異物を飲み込む等の  
しんたい がい およ  
身体に害を及ぼすおそれのある行為をし、又はこれらの行為  
くわだ  
を企ててはならない。

ぶんしんとう  
(文身等)

- 4 文身を施し、又は髪若しくはまゆをそり込む等して、勝手に容ぼうを変えてはならない。

しさとつぼうがい  
(視察妨害)

- 5 視察孔を壊し、若しくは汚損し、許可なく走り、又は隠れるなどして、職員による視察を妨害し、又は妨害することを企ててはならない。

ふせいれんらく  
(不正連絡)

- 6 許可なく、又は許可された方法によらず、他人(自己以外の全ての者をいう。以下同じ。)、外部の団体等と連絡し、又は連絡することを企ててはならない。

きよしよく  
(拒食)

- 7 故意に拒食を続けてはならない。

むだんりせきとう  
(無断離席等)

- 8 許可なく、定められた就寝位置を変更したり、指定された席若しくは場所を離れ、又は立ち入りが禁止された場所に立ち入ってはならない。

しんりょうとう きよひ  
(診療等の拒否)

- 9 健康診断及びその実施上必要な医学的処置を拒否しては

ならない。生命に危険が及ぶおそれがあるとき又は他人に疾病が感染するおそれがあるときに実施する診療及び医療上の措置を拒否してはならない。

(暴動等)

- 10 集団で騒ぎ、暴動を起こし、若しくはこれに加わり、又はこれらの行為を企ててはならない。

(火気不正使用等)

- 11 許可なく、火を発し、若しくは使用し、又はこれらの行為を企ててはならない。

(建物等の損壊)

- 12 建物、設備、備品、給貸与品等を壊し、又は壊すことを企ててはならない。

(設備等の機能妨害等)

- 13 電気、ガス、水道、非常ベル、通路その他の施設の設備等の機能を妨害し、若しくはこれらを本来の用途に反して用い、又はこれらの行為を企ててはならない。

(物品の喝取等)

- 14 他人の物品を盗み、だまし取り、又は脅し取ってはならない。

（不正使用等）

- 15 使用を許されている設備若しくは物品の管理を怠り、又は許可なくこれらを本来の使用目的と異なる用途に用い、若しくは定められた使用方法に反して使用してはならない。

（不正配食等）

- 16 不正に、配食又は喫食してはならない。

（汚損行為等）

- 17 施設の建物、設備、備品等に落書きをし、若しくはこれらを汚損し、又は許可なく張り紙をしてはならない。

（残飯投棄等）

- 18 残飯、ごみ等を所定の場所以外に投棄若しくは放置し、また、みだりに、たんつばを吐くなど、施設の環境衛生を害する行為をしてはならない。

（物品不正製作等）

- 19 許可なく物品（金銭を含む。以下同じ。）を製作し、加工し、所持し、隠匿し、壊し、若しくは投棄し、又はこれらのことを企ててはならない。

ふせいじゅじゅ  
(不正授受)

- 20 きよか たにん ぶっびん じゅじゅ また じゅじゅ くわだ  
許可なく他人と物品を授受し、又は授受することを企  
ててはならない。

さけ るい せいぞうとう  
(酒・たばこ類の製造等)

- 21 さけるい も るい せいぞう しよじ  
酒類、たばこ若しくはこれらと類似のものを製造し、所持  
し、いんとく もち もしくは たにん じゅじゅ また こうい  
隠匿し、用い、若しくは他人と授受し、又はこれらの行為  
を企ててはならない。

とう きゅういん  
(シンナー等の吸飲)

- 22 シンナー または これと るい きゅういん また きゅういん  
シンナー又はこれと類似のものを吸飲し、又は吸飲する  
ことを企ててはならない。

ふせいせんたくとう  
(不正洗濯等)

- 23 きよか いるいとう せんたく しんたいも かみ あら みず  
許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を洗い、水を  
もち しきしん また みず  
用いて拭身し、又は水をまきちらすなどして、水を不正に  
しよ  
使用してはならない。

ほうこうとう  
(暴行等)

- 24 たにん ほうこう くわ も しよがい あた また  
他人に暴行を加え、若しくは傷害を与え、又はこれらの  
こうい くわだ  
行為を企ててはならない。

(けんか)

- 25 たにん も こうろん また  
他人とけんかし、若しくは口論し、又はこれらのことを企  
くわだ

ててはならない。

(きょうはくとう)  
(脅迫等)

- 26 他人を脅迫し、威圧し、だまし、若しくは困惑させる言動をし、又は他人に対して義務なきことを強要してはならない。

(ぶじよくとう)  
(侮辱等)

- 27 他人を中傷し、ひぼうし、若しくは侮辱し、又は他人に對し粗暴な言動をしてはならない。

(せいおんそがい)  
(静穏阻害)

- 28 壁や扉を叩くなどして騒音を発し、放歌し、口笛を吹き、又は正当な理由がなく大声を発するなどして静穏な環境を害してはならない。

(きよぎふうせつるふ)  
(虚偽風説流布)

- 29 虚偽の噂を流し、又は流すことを企ててはならない。

(ふせいこうだん)  
(不正交談)

- 30 交談を禁じられている時又は場所において、正当な理由なく交談し、又は話し掛けてはならない(交談を禁じられている時又は場所については末尾に記載)。

しゅうだんけいせい  
(集団形成)

- 31 他人に対する脅迫，威圧，要求若しくは反抗を目的として集団を形成し，又は形成することを企ててはならない。

ごととう  
(かけ事等)

- 32 かけ事若しくはかけ事に類似する行為をし，又はこれらの行為を企ててはならない。

せいてきこういとう  
(性的行為等)

- 33 他人との間で，又は他人に対して性的行為をしてはならない。若しくは他の被収容者と同じ布団に寝てはならない。

こういとう  
(わいせつ行為等)

- 34 故意に他人に対して陰部等を露出し，又はわいせつな若しくは嫌悪の情を起こさせるような行為をしてはならない。

どうさじげんきよひ  
(動作時限拒否)

- 35 故意に定められた動作時限に従うことを拒否してはならない。

はんぷくようきゅう  
(反復要求)

- 36 職員に対し，強要にわたるような要求を繰り返してはならない。

きよぎしんこく  
(虚偽申告)

- 37 職員しよくいんの職務上しよくむじょうの調査ちようさ，質問等しつもんとうに対し，虚偽きよぎの申告しんこくをしてはならない。

れんこうとう きよひ  
(連行等の拒否)

- 38 移送いそう，転房等てんぼうとうのための職員しよくいんの呼び出しよびだし若しくは連行れんこうを拒否きよひし，又は妨害また ぼうがいしてはならない。

てんけんとう きよひとう  
(点検等の拒否等)

- 39 職員しよくいんによる人員点検じんいんてんけん又は身体しんたい，着衣ちやくい，居房きよぼう若しくは物品ぶつびんの検査けんさを拒否きよひし，又は妨害また ぼうがいしてはならない。

しよくむしつこうぼうがい  
(職務執行妨害)

- 40 職員しよくいんの職務しよくむの執行しつこうを，暴行ぼうこう，脅迫きょうはくその他の方法た ほうほうで妨げさまたてはならない。

はんこうとう  
(反抗等)

- 41 職員しよくいんに対し，抗弁たい，抗弁こうべん，無視むしその他の不当たふとうな方法ほうほうで反抗はんこうしてはならない。

けいばつほうれいはん  
(刑罰法令違反)

- 42 刑罰法令けいばつほうれいに違反いはんする行為こういをしてはならない。

そそのか こういとう  
( 唆 し行為等)

- 43 他<sup>た</sup>の被收容者<sup>ひしゅうようしゃ</sup>に対し<sup>たい</sup>、遵守事項<sup>じゅんしゅじこう</sup>に反する<sup>はん</sup>行為<sup>こうい</sup>をあおり、  
そそのか また えんじよ  
唆<sup>そ</sup>し、又は援助<sup>えんじよ</sup>してはならない。

だい 第2 しょくいん しじ 職員<sup>しじ</sup>の指示<sup>いはん</sup>に対する違反

(指示違反)

だい 第1 の遵守事項<sup>じゅんしゅじこう</sup>に違反<sup>いはん</sup>した場合<sup>ばあい</sup>のほか、刑事收容施設<sup>けいじしゅうようしせつ</sup>及び  
ひしゅうようしゃとう しょぐう かん ほうりつだい じょうだい こう きてい もと  
被收容者等<sup>ひしゅうようしゃとう</sup>の処遇<sup>しょぐう</sup>に関する法律<sup>かん</sup>第74条<sup>ほうりつだい</sup>第3項<sup>じょうだい</sup>の規定<sup>こう</sup>に基づ  
き職員<sup>しょくいん</sup>が行<sup>おこな</sup>った刑事施設<sup>けいじしせつ</sup>の規律<sup>きりつ</sup>及び秩序<sup>およ</sup>を維持<sup>ちつじよ</sup>するために  
ひつよう せいかつおよ こうどう しじ いはん ばあい  
必要な生活<sup>ひつよう</sup>及び行動<sup>せいかつおよ</sup>についての指示<sup>こうどう</sup>に違反<sup>しじ</sup>した場合<sup>いはん</sup>にも、  
ちようばつ か  
懲罰<sup>ちようばつ</sup>を科<sup>か</sup>されることがあります。

ちゅう 注 こうだん きんし ときおよ ばしよ  
注 交談<sup>こうだん</sup>を禁止<sup>きんし</sup>する時<sup>とき</sup>及び場所<sup>ばしよ</sup>

1 とき

- (1) しゅうしんじかんちゅう  
就寝時間中<sup>しゅうしんじかんちゅう</sup>
- (2) じんいんてんけんちゅう てんけんじゅんびちゅう ふく  
人員点検中<sup>じんいんてんけんちゅう</sup> (点検準備中<sup>てんけんじゅんびちゅう</sup>を含む。)
- (3) れんこうちゅう  
連行中<sup>れんこうちゅう</sup>
- (4) たんどくうんどうちゅう  
単独運動中<sup>たんどくうんどうちゅう</sup>

2 ばしよ  
場所

- (1) げん しゅうよう きよしつ た ばしよ あいだ  
現に收容<sup>げん</sup>されている居室<sup>しゅうよう</sup>とその他の場所<sup>きよしつ</sup>との間<sup>た ばしよ あいだ</sup>
- (2) めんかいまちあいしつおよ ろうか  
面会待合室<sup>めんかいまちあいしつおよ</sup>及びその廊下<sup>ろうか</sup>
- (3) しらべしつおよ ろうか  
調室<sup>しらべしつおよ</sup>及びその廊下<sup>ろうか</sup>
- (4) しんさつしつ まちあいしつ ふく  
診察室<sup>しんさつしつ</sup> (待合室<sup>まちあいしつ</sup>を含む。)
- (5) にゅうよくじょう  
入浴場<sup>にゅうよくじょう</sup>

(6) <sup>りはつしつ</sup>理髪室

(7) <sup>しゅっていじゅんびしつ</sup>出廷準備室

3 <sup>たしよくいん</sup>その他職員が<sup>とうしょ</sup>当所の<sup>きりつおよ</sup>規律及び<sup>ちつじよ</sup>秩序を<sup>いじ</sup>維持するため<sup>ひつよう</sup>必要がある  
ると<sup>みと</sup>認めて<sup>こうだん</sup>交談を<sup>きんし</sup>禁止することを<sup>しじ</sup>指示した<sup>ときおよ</sup>時及び<sup>ばしょ</sup>場所